

山口県国民保護対策本部条例

(平成17年3月18日山口県条例第2号)

改正 平成18年3月22日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第31条の規定に基づき、山口県国民保護対策本部(以下「対策本部」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(本部長等)

第2条 山口県国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集することができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置く。

4 部長は、本部長が指名する本部員をもって充てる。

5 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 現地対策本部に、現地対策本部長及び現地対策本部員を置き、副本部長及び本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(庶務)

第6条 対策本部の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、対策本部について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第7号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。